

亀山市会計管理者の補助組織設置規則及び亀山市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月10日

亀山市長 櫻井義之

亀山市規則第31号

亀山市会計管理者の補助組織設置規則及び亀山市会計規則の一部を改正する規則

(亀山市会計管理者の補助組織設置規則の一部改正)

第1条 亀山市会計管理者の補助組織設置規則（平成17年亀山市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(課の所掌事務) 第2条 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] [号を削る。] <u>(4)</u> [略] <u>(5)</u> [略]	(課の所掌事務) 第2条 会計課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] <u>(4) 小切手の振出しに関すること。</u> <u>(5)</u> [略] <u>(6)</u> [略]

<u>(6)</u> [略]	<u>(7)</u> [略]
<u>(7)</u> [略]	<u>(8)</u> [略]
<u>(8)</u> [略]	<u>(9)</u> [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市会計規則の一部改正)

第2条 亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(印鑑の押印及び保管) 第48条 [略] 2 [略] <u>3 支払用印鑑は、不正に使用されることのないよう、厳重に保管しなければならない。</u> <u>第49条から第57条まで</u> 削除	(印鑑の押印及び保管) 第48条 [略] 2 [略] [項を加える。] <u>(小切手の振出し)</u> <u>第49条 会計管理者は、記名式持参人払による小切手を振り出し、支払をするとともに受取人から領収書を徴しなければならない。</u>

2 会計管理者は、指定金融機関を受取人として振り出す小切手は、これを記名式とし、指図禁止の旨を記載しなければならない。

3 会計管理者は、小切手を振り出したときは、小切手振出済通知書により指定金融機関に通知しなければならない。

(小切手の交付)

第50条 小切手の交付は、会計管理者が自らこれをしなければならない。ただし、特に必要があると認めたときは、会計管理者の指定する職員に行わせることができる。

(小切手帳の保管及び小切手の作成)

第51条 会計管理者は、小切手帳の保管及び小切手の作成は、自らこれを行しなければならない。ただし、特に必要があると認めたときは、会計管理者の指定する職員（第48条第1項の規定により指定する者を除く。）に行わせることができる。

(印鑑及び小切手帳の保管方法)

第52条 支払用印鑑及び小切手帳は、不正に使用されることのないよう、それぞれ別の容器に厳重に保管しなければならない。

(小切手帳の数及び小切手の番号)

第53条 小切手帳は、年度（出納整

理期間を含む。) ごとに一連番号を付さなければならない。

2 小切手の番号は、使用区分ごとに連続番号としなければならない。

3 書き損じ、汚損等により廃棄した小切手に付した番号は、使用してはならない。

(小切手の記載等)

第54条 小切手の記載及び押印は、明確にこれをしなければならない。

2 小切手の券面金額の表示は、刻み込み印字機によるアラビア数字によるものとし、これを訂正してはならない。

3 小切手の券面金額以外の記載事項を訂正しようとするときは、その訂正を要する部分に2線を引き、その上部に正書し、かつ、当該訂正箇所
の上方余白に訂正をした旨及び訂正した文字の数を記載して支払用印鑑を押さなければならない。

4 書き損じ、汚損等により廃棄するときは、当該小切手に斜線を引いた上、「廃棄」と朱書し、小切手帳に残しておかななければならない。

(小切手の亡失)

第55条 会計管理者は、小切手用紙を亡失したときは、直ちにその旨を指定金融機関に通知しなければなら

(現金払)

第58条 会計管理者は、債権者から申出があったときは、払戻請求書により指定金融機関に通知し、指定金融機関をして現金で支払をさせなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により指定金融機関をして現金で支払をさせるときは、債権者の領収書その他の金銭の受領を証する書類を徴しなければならない。

ない。

(小切手の支払停止の請求)

第56条 会計管理者は、交付した小切手の所持人から当該小切手の亡失の届出を受けたときは、直ちに指定金融機関に当該小切手の支払停止の請求をしなければならない。

(小切手支払の状況)

第57条 会計管理者は、第49条第1項の規定により小切手を振り出したとき、第63条の規定により小切手の償還をしたとき、又は第83条第4項の規定により指定金融機関から小切手支払済の報告を受けたときは、小切手原符により整理しなければならない。

(現金払)

第58条 会計管理者は、債権者から申出があったときは、第49条第1項の規定にかかわらず、指定金融機関をして現金で支払をさせなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定により指定金融機関をして現金で支払をさせるときは、債権者の領収書と引換えに支出命令書等を交付しなければならない。この場合において、支出命令書等による支払金受領の期限は、金融機関の営業時間内とする。

(隔地払)

第59条 会計管理者は、隔地払の方法により支払をしようとするときは、払戻請求書に支払場所を指定した隔地払通知書を添え指定金融機関に通知しなければならない。

2～4 [略]

(口座振替による支払)

第61条 [略]

2 会計管理者は、前項に規定する金融機関に預金口座を設けている債権者から口座振替の方法による支払の申出を受けたときは、払戻請求書に支払通知書及び支払依頼書又は振込依頼書を添え、指定金融機関に通知して、支払をしなければならない。

3 [略]

(出納の区分)

第77条 指定金融機関等における市の公金の出納は、所属年度ごとに次に掲げる区分により取り扱わなければならない。

(1) 及び (2) [略]

[号を削る。]

(3) [略]

(4) [略]

(隔地払)

第59条 会計管理者は、隔地払の方法により支払をしようとするときは、指定金融機関を受取人とする小切手を振り出し、支払場所を指定した隔地払通知書を添え指定金融機関に交付しなければならない。

2～4 [略]

(口座振替による支払)

第61条 [略]

2 会計管理者は、前項に規定する金融機関に預金口座を設けている債権者から口座振替の方法による支払の申出を受けたときは、指定金融機関を受取人とする小切手を振り出し、支払通知書及び振込み依頼書を添え、指定金融機関に交付して、支払をしなければならない。

3 [略]

(出納の区分)

第77条 指定金融機関等における市の公金の出納は、所属年度ごとに次に掲げる区分により取り扱わなければならない。

(1) 及び (2) [略]

(3) 小切手未払資金

(4) [略]

(5) [略]

(5) [略]

第83条から第85条まで 削除

(6) [略]

(小切手の支払)

第83条 指定金融機関は、第49条
第1項の規定により会計管理者が振
り出した小切手の提示を受けたとき
は、次に掲げる事項を調査するとと
もに同条第3項の規定により通知を
受けた小切手振出済通知書と照合し
て支払をしなければならない。ただ
し、小切手振出済通知書がなく照合
できない場合であっても、支払をし
なければならない。

(1) 小切手の要件を具備してい
ること。

(2) 小切手は、その振出日付か
ら1年を経過していないこと。

(3) 偽造又は変造されたおそれ
のある小切手でないこと。

2 指定金融機関は、前項の規定によ
り調査した結果、支払することがで
きないと認めたときは、その理由を
小切手を提示した者に告げ、当該小
切手を返付しなければならない。

3 指定金融機関は、受取人又は振出
人から亡失の届出済又は通知済に係
る小切手の提示があったときは、会
計管理者と協議して処理しなければ
ならない。

4 指定金融機関は、第1項の規定に

より支払をしたときは、小切手支払
済報告書により会計管理者に報告し
なければならない。

(小切手支払未済金の整理)

第84条 指定金融機関は、毎会計年
度の小切手振出済金額のうち、翌年
度の5月31日までに支払を終らな
いものがあるときは、これに相当す
る金額を歳出金として払い出し、小
切手未払資金として繰り越し、整理
しなければならない。

2 指定金融機関は、前項の規定によ
り繰り越し、整理したときは、小切
手未払資金繰越報告書により会計管
理者に報告しなければならない。

3 指定金融機関は第1項の規定によ
り繰り越し、整理した後において、
前年度に係る小切手の支払をする
ときは、同項に規定する小切手未払資
金から払い出さなければならない。

(小切手未払資金の組入れ)

第85条 指定金融機関は、前条第1
項の規定により小切手未払資金とし
て繰り越したもののうち小切手の振
出日付から1年を経過し、まだ支払
を終らないものがあるときは、これ
に相当する金額について、小切手未
払資金組入報告書により会計管理者
に報告し、当該経過した日の属する

(現金払) 第 8 6 条 指定金融機関は、会計管理者から第 5 8 条第 1 項の規定による<u>現金での支払の請求を受けたときは、支払をしなければならない。</u> 2 [略] (隔地払の手続) 第 8 8 条 指定金融機関は、会計管理者から第 5 9 条第 1 項の規定により隔地払通知書を添えた払戻請求書の通知を受けたときは、支払場所に指定された金融機関に送金の手続をしなければならない。 2 及び 3 [略] (口座振替による支払の手続) 第 9 0 条 指定金融機関は、会計管理者から第 6 1 条第 2 項の規定により支払通知書及び支払依頼書又は振込依頼書を添えた払戻請求書の通知を受けたときは、口座振替の手続をしなければならない。 2 [略] (収納金の受入れ) 第 1 0 3 条 [略]	<u>年度の歳入に組み入れなければならない。</u> (現金払) 第 8 6 条 指定金融機関は、<u>第 5 8 条第 2 項の規定により、会計管理者が交付した支出命令書等により支払の請求を受けたときは、支払をしなければならない。</u> 2 [略] (隔地払の手続) 第 8 8 条 指定金融機関は、会計管理者から第 5 9 条第 1 項の規定により隔地払通知書を添えて小切手の交付を受けたときは、<u>領収書を会計管理者に交付し、支払場所に指定された金融機関に送金の手続をしなければならない。</u> 2 及び 3 [略] (口座振替による支払の手続) 第 9 0 条 指定金融機関は、会計管理者から第 6 1 条第 2 項の規定により支払通知書及び振込依頼書を添えて小切手の交付を受けたときは、<u>領収書を会計管理者に交付し、口座振替の手続をしなければならない。</u> 2 [略] (収納金の受入れ) 第 1 0 3 条 [略]
--	--

2 収納代理金融機関は、前項の収納金に係る領収済通知書にその合計表を添付して、速やかに指定金融機関に送付しなければならない。

3 [略]

[項を削る。]

(職員の賠償責任に係る職の指定)

第116条 法第243条の2の9第1項に規定する規則で指定する職員は、次に掲げる者とする。

(1) 法第243条の2の9第1項第1号及び第2号に係るもの
権限を代決することができる者

(2) 法第243条の2の9第1項第3号に係るもの 会計管理者
が指定した補助職員

(3) 法第243条の2の9第1項第4号に係るもの 監督又は検査に従事する者

別表 (第3条関係)

出納員設置箇所	出納員となる者
---------	---------

2 収納代理金融機関は、前項の収納金に係る領収済通知書にその合計表を添付して、速やかに指定金融機関に送付しなければならない。ただし、これにより難いときは、前項の収納金に係る領収済通知書を会計管理者に送付するものとする。

3 [略]

4 会計管理者は、第2項ただし書の規定による送付を受けたときは、小切手を作成の上指定金融機関をして第1項の収納金を受領させなければならない。

(職員の賠償責任に係る職の指定)

第116条 法第243条の2の8第1項に規定する規則で指定する職員は、次に掲げる者とする。

(1) 法第243条の2の8第1項第1号及び第2号に係るもの
権限を代決することができる者

(2) 法第243条の2の8第1項第3号に係るもの 会計管理者
が指定した補助職員

(3) 法第243条の2の8第1項第4号に係るもの 監督又は検査に従事する者

別表 (第3条関係)

出納員設置箇所	出納員となる者
---------	---------

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
健康福祉	健康推進課	課長	健康福祉	健康政策課	課長
部	[略]	[略]	部	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
備考 表中の [] の記載は注記である。					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和８年１０月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(１) 第２条の規定による改正後の亀山市会計規則（以下「改正後の会計規則」という。）別表の改正規定 公布の日

(２) 改正後の会計規則第１１６条の改正規定 令和８年９月２４日

(経過措置)

- 2 改正後の会計規則別表の規定は、令和８年４月１日から適用する。